

2022年3月31日
日本電信電話株式会社

**「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る
共同調達に関して講ずべき措置について（要請）」に基づく共同調達実施計画**

当社は、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ及びエヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社（以下「分離会社」という）との間の共同調達（以下単に「共同調達」という）の実施にあたって、引き続き、「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」（令和2年8月 総務省）（以下「共同調達指針」という）において求められる措置を講ずるとともに、公正競争環境の確保に配慮しつつ、共同調達指針を遵守した共同調達によるコスト低減等を通じた更なる利用者還元、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資の促進、共同調達への参加を希望するNTTグループ以外の他の電気通信事業者（以下「他事業者」という）も含めた共同調達を実施することによる市場の活性化等に取り組んでいく考えです。

なお、共同調達事業者として、NTT Global Sourcing, Inc.（以下「NTT-GS」という）を利用しており、今後も利用する考えです。

また、他事業者に対し、共同調達への参加機会を設けるにあたり、他事業者が共同調達に円滑に参加できるよう、共同調達に関する窓口業務（以下単に「窓口業務」という）を当社が実施しており、今後も実施することとします。具体的には、当社 技術企画部門に設置する共同調達受付窓口が窓口業務を行っており、今後も実施する考えです。

1. 共同調達の対象とする資材

共同調達の対象とする資材は、標準化された技術が実装されている機器等のグローバル市場で広く一般的に取り扱われている下表の資材です。

共同調達指針上の規定	資材の区分	資材の内容
電子計算機	サーバ系装置	サーバ、ストレージ等
	端末系装置	ＰＣ、タブレット端末、ビジネスホン等※ ¹
通信装置	ネットワーク系装置	ルータ、スイッチ、伝送装置等
情報・通信機器において用いられるプログラム	ソフトウェア	オペレーティングシステム、オフィススイート、データベースソフト等※ ²
電子計算機及び通信装置の関連装置	ケーブル類	光ケーブル、メタルケーブル、ONU（光回線終端装置）等
	その他物品	上記に付属するもの（ラック、什器類、メーカー保守・サポート等）

※ 1. 株式会社ＮＴＴドコモが、同社の移動通信サービスの利用者に対して販売することを目的として調達する、当該サービスの提供を受けるために必要な端末装置（スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット端末、モバイルルータ、通信モジュール等）を除く

※ 2. サブスクリプション型、クラウド型を含む

2. N T Tの再編成の趣旨を踏まえた措置

(1) 共同調達事業者との役員兼任等の禁止に係る措置

① 共同調達事業者（N T T－G S）との間の役員兼任等について

令和4年3月31日時点において、当社とN T T－G Sとの間における役員兼任は行っておらず、今後も実施しない考えです。また、当社から同社へ2名が在籍出向しており、今後、できる限り速やかにその解消に向けて対応を進めていく考えです。なお、在籍出向が解消された際は、それ以降、在籍出向を実施しない考えです。

② 窓口業務を行う部門（共同調達受付窓口）との間の兼任等について

令和4年3月31日時点において、当社における調達を行う部門である日本電信電話株式会社情報ネットワーク総合研究所（以下「N T T研究所」という）と共同調達受付窓口との間における組織の長の兼任は行っておらず、今後も実施しない考えです。

また、共同調達受付窓口の社員はN T T研究所との兼務は行っておらず、今後も実施しない考えです。

加えて、東日本電信電話株式会社（以下「N T T東日本」という）及び西日本電信電話株式会社（以下「N T T西日本」という）並びに分離会社から在籍出向する社員を窓口業務に従事させておらず、今後も実施しない考えです。

なお、窓口業務の用に供する室とそれ以外の業務の用に供する室とを区分するとともに、当社経営企画部門内に設置する、共同調達受付窓口監視担当において、窓口業務の実施状況及び共同調達に関する情報の適正な取扱い等を監視しており、今後も実施する考えです。

(2) 調達情報の目的外利用の防止に係る措置

当社とN T T－G Sの間及びN T T研究所と共同調達受付窓口との間で授受する共同調達に関する情報については、分離会社及び共同調達に参加する他事業者が参照することが出来ないよう、共同調達に係る情報管理システムにおいて、適切なアクセス権を設定する等、調達情報の目的外利用を防止する措置を講じており、今後も実施する考えです。

また、共同調達に参加する他事業者と共同調達受付窓口との間で授受する共同調達に関する情報については、当該他事業者以外の事業者が参照することが出来ないよう、共同調達に係る情報管理システムにおいて、適切なアクセス権を設定する等、調達情報の目的外利用を防止する措置を講じており、今後も実施する考えです。

加えて、共同調達に関する情報について、適正な取扱いをすることを、N T T－G Sと同社の役職員との間の契約書等、当社とN T T－G Sとの間の契約書等及び当社と共同調達受付窓口の社員との間の契約書等に規定しており、今後も実施する考えです。

（３）共同調達事業者に対する業務委託等の制限に係る措置

当社から、共同調達により調達する資材に関連する業務のうち、調達以外の業務（例：ネットワークの構築、電気通信役務等の営業若しくは契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理又は提供等）をＮＴＴ－ＧＳに対して委託しておらず、今後も実施しない考えです。

また、ＮＴＴ東日本、ＮＴＴ西日本及び共同調達に参加する他事業者から当社が受託する、窓口業務については、共同調達受付窓口のみで実施しており、今後も実施する考えです。

加えて、共同調達受付窓口は調達以外の業務（例：ネットワークの構築、電気通信役務の提供等又はこれに係る契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理等）を実施しておらず、今後も実施しない考えです。

（４）共同調達会社における会計分離に係る措置

共同調達業務に係る取引を通じたＮＴＴ－ＧＳへの実質的な補助又は当社、ＮＴＴ東日本若しくはＮＴＴ西日本と分離会社との間の実質的な補助が行われないようにするために、当社からＮＴＴ－ＧＳに支払う共同調達業務に係る委託費の額は適正な水準となるよう取り組んでおり、今後も実施する考えです。

また、当社が支払った委託費に係る同社の収支の状況について、同社からの報告等に基づき、同社が適正な水準で共同調達業務を受託していることを確認しており、今後も実施する考えです。

加えて、当社が窓口業務の受託を行うにあたり、各社に請求する委託費の額が適正な水準となるよう努めており、今後も努めます。

３．公正競争の確保に向けた措置等

（１）共同調達に対する定量的な制限

当社における総調達額※に占める共同調達額の比率が５０％未満となるよう、取り組んでおり、今後も実施する考えです。

なお、令和４年度において、当社は２４０億円の設備投資を計画しており、当該設備投資等に伴う資材調達にあたって共同調達を活用していく考えです。

※ 電子計算機及び関連装置、通信装置及び関連装置並びにこれらの情報・通信機器において用いられるプログラムの調達額の総計をいう。

4. 利用者利益の確保等に向けた取組み

(1) 利益の還元に向けた取組み

当社は共同調達の実施による効率化効果の創出に向け、必要な取組み（NTT-GSがベンダ等との間で、事前に単価契約を締結する仕組みを利用すること等の検討）を行っており、今後も行います。

また、当社は共同調達の実施による効率化効果を、研究開発力の強化等に充てることで、日本の国際競争力の強化、多様で革新的な新規サービスの創出、高度化・複雑化するサイバーセキュリティ上の脅威や激甚化する災害対策への取組み強化等を図り、社会課題の解決や安心安全な社会システムの運営及び豊かな国民生活の実現に寄与するよう努めており、今後も努めます。

(2) 他事業者の共同調達参加への取組み

当社は共同調達において、他事業者に対して、NTTグループ会社と同等の条件で参加する機会を設けられるよう取り組んでおり、今後も実施する考えです。

なお、共同調達への参加にあたっては、参加事業者に対し、下表の委託費を負担いただく考えであり、参加事業者間で公平な取扱いとなるよう努めており、今後も努めます。

区分	金額等
共同調達受付窓口への委託費	年額24万円（税別）※1
共同調達事業者への委託費	・ 1案件毎に、定額料金に従量制料金を加えた料金を設定（詳細は、個別協議時に開示） ① 定額料金 全事業者一律の料金設定 ② 従量制料金 NTT-GSとの委託契約締結時の個別協議により決定（調達額削減効果※2に応じて設定） ・ 定額料金及び従量制料金の合計額は、NTT-GSの運営に係る費用を想定需要で除した額（NTTグループ会社における1案件あたりの委託費と同等の水準※3）を基に設定 ・ 従量制料金は、NTT-GSとベンダ等との交渉結果に基づき、参加事業者が購入の意思決定を行った場合にのみ、請求

※1. 年度途中での参加の場合は、当該金額を月割した額

※2. 調達額削減効果は、NTT-GSとの個別協議により決定する基準額と交渉結果の額との差額

※3. NTTグループ会社においては、年単位での委託費を設定

5. 検証可能性の確保等に向けた取組み

検証可能性の確保等に向けた取組みとして、総務省に対し以下の内容を報告するとともに、経営情報に係る内容を除き、当社ＨＰにおいて公表しており、今後も実施する考えです。

また、今後、総務省において共同調達の実施状況等の検証を行うにあたり、以下のデータ以外にも必要なものがあれば、自主的な対応として、情報の提供に努めます。

①各事業年度の共同調達に係る実施計画

②各事業年度の四半期ごとの実施状況

③各事業年度の実施状況

（ア）共同調達指針に基づき講じた措置

（イ）共同調達により調達した資材の利用の状況及び利用者に対する利益の還元等の状況

（ウ）共同調達額（共同調達の相手方となる分離会社別の共同調達実績、国外の機器製造業者等からの調達額を含む。）

（エ）総調達額※

※ 電子計算機及び関連装置、通信装置及び関連装置並びにこれらの情報・通信機器において用いられるプログラムの調達額の総計をいう。